いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金交付要項

（目的）

第１条　この助成金は、いばらき障害者生活サポート協会（以下「協会」という。）の会員が属する支部が行う会員及びその家族並びに関係者（以下「会員等」という。）の支援及び生活の安定等に資する活動に、協会がその費用の一部を助成し、もって会員等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　この助成金は、協会規約第９条第１項又は第２項に基づき設置された支部が次条に定める事業を行った場合に交付する。

（助成対象事業）

第３条　この助成金の対象事業は次のとおりとする。

　(1) 会員等相互の交流を促進する事業

　(2) 会員等の生活の安定に資する事業

　(3) 会員等の福祉の向上に資する事業

　(4) 地域における障害者の福祉の向上に資する事業

２　前項の規定にかかわらず、次の事業は助成対象としない。

　(1) 施設・事業所等が障害福祉サービスとして実施する事業

　(2) 国、県又は市町村の補助金等の交付を受けて実施する事業

（助成金の額）

第4条　この助成金の対象は、前条第１項に定める事業の実施に要する経費とする。ただし、会員等を含む参加者が５人以上の場合に限る。

２　前項の規定にかかわらず、この助成金の交付額は、各支部につき年度当たり次の各号に定める区分に応じた額を限度とする。

　(1) 会員数１９人以下の支部　　　　　　10,000円

　(2) 会員数２０人以上４９人以下の支部　20,000円

　(3) 会員数５０人以上の支部　　　　　　30,000円

（交付の手続き等）

第５条　この助成金の交付を受けようとする支部は、協会が別に定める募集期間内に、申請書により申し込むものとする。

２　協会は、前項に基づく申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金交付の決定をし、当該支部に通知するものとする。

３　助成金の交付を受けた支部は、その対象事業の終了後速やかに実績報告書を協会に提出しなければならない。

４　協会は、前項に基づく実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該支部に助成金を支払うものとする。

（助成の条件）

第６条　この助成金について、第３条第1項に定める助成対象事業以外に使用した場合には、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

２　前項の規定により交付の決定を取り消した場合には、それに相当する助成金の額を、当該支部は協会に返還するものとする。

３　この助成金を活用して事業を行う支部は、当該事業を行う際に、生活サポート総合補償制度のPRなど、協会への加入促進の取り組みを行うように努めるものとする。

（その他）

第７条　この要項に定めるもののほか、この助成金の交付等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

　　付則

　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

（要項第７条に基づき理事長が別に定める様式）

様式１

令和　　年　　月　　日

いばらき障害者生活サポート協会

　　　　　　　　　　　　理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支 部 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支部長名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注）署名又は記名押印でお願いします。

いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金交付申請書

　　いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金交付要項第５条第１項の規定に基づき、支部活動助成金について下記のとおり申請します。

記

１　助成金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（次の(2)、(3)のうち、いずれか少ない金額を記入して下さい。）

　(1) 会員数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人

　（申請書提出日の会員数を記入して下さい。）

　(2) 会員数に対応する助成金限度額

　　□会員数１９人以下の支部　　　　　　10,000円

□会員数２０人以上４９人以下の支部　20,000円

□会員数５０人以上の支部　　　　　　30,000円

　　（該当する欄（□）をチェックして下さい。）

　(3) ①－②の金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

①事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　②会費など、助成金以外の収入　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |
| --- |
| ②の内訳 |

２　対象事業の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 名 |  |
| 事業主体 | 支部との関係：  （注）支部以外が事業主体の場合は、支部との関係を記載願います。 |
| 実施場所 |  |
| 事業実施日 |  |
| 参加者数 | 人（うち会員　　　　　　　　　　　　　　　人） |
| 事業の目的 |  |
| 事業の内容 |  |
| そ の 他 | （協会への加入促進の取り組みの有無など） |

　（注）事業の内容等については、内容の分かる案内状等を添付しても差し支えない。

様式２

令和　　年　　月　　日

いばらき障害者生活サポート協会

　　　　　　　　　　　　理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支 部 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支部長名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注）署名又は記名押印でお願いします。

いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金実績報告書

　　いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金交付要項第５条第３項の規定に基づき、支部活動助成金に係る事業実績について下記のとおり報告します。

記

１　助成金交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（次の(1)、(2)のうち、いずれか少ない金額を記入して下さい。）

　(1) 助成金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

　(2) ①－②の金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

①事業に要した経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　②会費など、助成金以外の収入　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |
| --- |
| ②の内訳 |

２　事業の実績

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 名 |  |
| 事業主体 | 支部との関係：  （注）支部以外が事業主体の場合は、支部との関係を記載願います。 |
| 実施場所 |  |
| 事業実施日 |  |
| 参加者数 | 人（うち会員　　　　　　　　　　　　　　　人） |
| 事業の目的 |  |
| 事業の内容 |  |
| そ の 他 | （協会への加入促進の取り組みの有無など） |

　（注）事業の実績については、内容の分かる資料等を添付しても差し支えない。

様式３

令和　　年　　月　　日

支 部 名

支部長名　　　　　　　　　　　　　　　　様

いばらき障害者生活サポート協会

理事長

いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金交付決定通知書

　いばらき障害者生活サポート協会支部活動助成金交付要項第５条第２項に基づき、申請のあった支部活動助成金について、次のとおり交付決定します。

　事業終了後、速やかに実績報告書を提出して下さい。

記

支部活動助成金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円